

長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

（平成 30 年 11 月 8 日告示第 588 号）

最終改正 令和 3 年 10 月 4 日告示第 529 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条の規定により、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のように定める。ただし、業として当該契約に係る業務を営んでいる者以外の者にあつては、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 2 条に規定する予算執行者（以下「予算執行者」という。）が当該競争入札の条件として定めるところによる。

（競争入札参加資格の種類）

第 1 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに付与するものとする。

- (1) 製造の請負
- (2) 物件の買入れ
- (3) その他の契約

2 競争入札参加資格は、前項各号に掲げる契約の種類ごとに次の各号に掲げる等級に区分するものとする。

- (1) A（契約予定金額の制限なし）
- (2) B（契約予定金額 1,000 万円未満）
- (3) C（契約予定金額 300 万円未満）

3 予算執行者は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、弾力的な競争参加を認めることができる。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

第 2 競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次の全てに該当しない者でなければならない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの
- (3) 前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（個人にあつては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに個人住民税を滞納している者）
- (5) 営業に関し、許可又は認可を必要とする場合においては、これを得ていない者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者
- (7) 申請の日において、労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務

のない者を除く。)

(競争入札参加資格の審査)

第3 競争入札参加資格の審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格の申請をする日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度又は前々事業年度のいずれかの決算における売上高
- (2) 前号の売上高と同一の事業年度の決算における純資産の額
- (3) 申請日までの営業年数
- (4) 申請日における事業に従事する従業員の数
- (5) 第1号の売上高と同一の事業年度の決算における流動比率
- (6) 第1号の売上高と同一の事業年度の決算における製造設備の額（製造の請負の競争入札参加資格の審査を申請する者に限る。）
- (7) 申請日における次の状況（長野県内に本店を有する者に限る。）
 - ア 品質確保の状況
 - イ 環境配慮の状況
 - ウ 障がい者の雇用の状況
 - エ 労働環境の状況
 - オ 地域貢献の状況
 - カ SDGs の取組の状況

2 前項に基づく審査の基準等は、別に定める。

前 文（抄） （令和3年10月4日告示第529号）

令和4年4月1日以降に付与する競争入札参加資格の審査の申請から適用します。